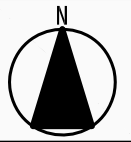


〔西東京市決定〕



西3・5・4

15M 2車線

36M

36M

Figure 6

新 20M 4車線 20M

3.2.6

凡		例	
地区計画区域			
地区整備計画区域			
壁面の位置の制限	種類	規制	
	▲▲▲▲ 1号	道路境界線より0.5m	
	■ ■ ■ ■ 2号	道路中心線より3.5m	
	□ □ □ □ 3号	隣地境界線より0.5m	

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）24都市基街測第76号、平成24年8月9日
この地図は、東京都知事と（株）ミッドマップ東京の許諾を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図 平成23年度版を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（利用許諾番号）MMT利許第059号-8、平成24年7月20日